

# 【参考】紛争解決手続における不受理事案及び不調事案等の状況について[集計表] (28年度上半期)

(単位:事案)

	《不受理》 事案数合計	不受理の理由別内訳									
		①「当事者に紛争解決能力あり」、または「不当な目的でみだりに申立」	①取引名義相違(親族・代理人申請)	②訴訟・民事調停に移行したためあつせん手続終了	③過去にあつせん手続が終了しているが再あつせん申請	④他のADR機関で手続進行中または終了	⑤事実確認困難	⑥業者の経営方針・融資態度、個人の事項等	⑦経済的損失認められず	⑧申立が明らかに失当	⑨その他
全国銀行協会	6事案	-	-	-	-	-	-	3.5事案	0.5事案	2事案	-
信託協会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生命保険協会	1事案	-	-	-	-	-	-	1事案	-	-	-
日本損害保険協会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保険オンブズマン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本少額短期保険協会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
証券・金融商品あつせん相談センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本貸金業協会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	7事案	-	-	-	-	-	-	4.5事案	0.5事案	2事案	-

※ ⑥・⑦いずれにも該当する事案が1件あるため、それぞれ0.5件とした。(全国銀行協会)

	《解決》			《不調》			《解決率》			
	解決した事案数合計 [A]	①うち特別調停案の正式な提示により解決となった事案	②うち通常の和解案の正式な提示により解決となった事案	解決しなかった事案数合計 [B]	①うち特別調停案を正式に提示したが解決とならなかった事案	②うち(特別調停案ではなく)通常の和解案のみ正式に提示したが解決とならなかった事案	全事案ベース A/(A+B)	うち和解案(特別調停案含む)を提示した事案のみ	特別調停案を正式に提示	通常の和解案のみ正式に提示
全国銀行協会	37事案	-	37事案	30事案	-	-	55.2%	100.0%	-	100.0%
信託協会	-	-	-	1事案	-	-	0.0%	-	-	-
生命保険協会	58事案	47事案	11事案	91事案	10事案	-	38.9%	85.3%	82.5%	100.0%
日本損害保険協会	115事案	-	115事案	163事案	1事案	35事案	41.4%	76.2%	0.0%	76.7%
保険オンブズマン	8事案	-	8事案	8事案	-	4事案	50.0%	66.7%	-	66.7%
日本少額短期保険協会	4事案	4事案	-	3事案	1事案	-	57.1%	80.0%	80.0%	-
証券・金融商品あつせん相談センター	41事案	-	41事案	38事案	-	14事案	51.9%	74.5%	-	74.5%
日本貸金業協会	7事案	-	7事案	5事案	-	1事案	58.3%	87.5%	-	87.5%
計	270事案	51事案	219事案	339事案	12事案	54事案	44.3%	80.4%	81.0%	80.2%